

北海道告示第 11402 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和7年1月20日までに北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和6年9月19日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロス陸

釧路郡釧路町陸1丁目1番地1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

陸不動産管理株式会社 代表取締役 石田 博司

釧路市末広町3丁目5番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社キタムラ	代表取締役 浜田 宏幸	高知市本町4丁目1番16号
株式会社ゲオホールディングス	代表取締役 遠藤 結蔵	名古屋市中区富士見町8番8号
青山商事株式会社	代表取締役 青山 理	広島県福山市王子町1丁目3番5号
株式会社青五	代表取締役 宮前 俊光	広島県福山市王子町2丁目14番38号
株式会社ニトリホールディングス	代表取締役 似鳥 昭雄	札幌市北区新琴似7条1丁目2番39号
株式会社ザザホラヤ	代表取締役 洞 皓人	北九州市若松区本町3丁目9番25号

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
株式会社キタムラ	代表取締役 柳沢 啓	高知市本町4丁目1番16号	(7)
株式会社ゲオホールディングス	代表取締役 遠藤 結蔵	名古屋市中区富士見町8番8号	
青山商事株式会社	代表取締役 青山 理	広島県福山市王子町1丁目3番5号	

株式会社青五	代表取締役 宮前 俊光	広島県福山市王子町2丁目14番38号	
株式会社ニトリホールディングス	代表取締役 白井 俊之	札幌市北区新琴似7条1丁目2番39号	(イ)
株式会社ザザホラヤ	代表取締役 洞 皓人	北九州市小倉南区湯川新町4丁目24番3号	(ウ)

(4) 変更の年月日

上記(3)(ア) 令和6年4月1日

上記(3)(イ) 令和6年6月20日

上記(3)(ウ) 令和6年2月20日

(5) 変更する理由

上記(3)(ア) 代表者変更のため

上記(3)(イ) 代表者変更のため

上記(3)(ウ) 住所変更のため

2 届出年月日

令和6年9月13日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和6年9月19日(木)から令和7年1月20日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで